

第23期佐世保市農業委員会第27回総会議事録

1 開催日時 令和元年8月27日(火) 9時30分から11時40分

2 開催場所 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 徳衛	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	井手 源一郎	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

4番 長谷川 清美

5 出席推進委員(16名)

江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
日宇地区	磯本 安男	世知原地区	岩佐 孝
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	宇久地区	菅 徳雄
大野地区	牟田 昇	江迎地区	小川 憲人
皆瀬地区	山口 良行	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員

針尾地区 原 和文
早岐地区 久野 利幸

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義
事務局次長 溝上 順

事務局係長 天羽 孝太郎
事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第270号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第271号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第272号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第273号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整について
第274号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について
第275号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更（農振法第10条第3項非該当案件）に伴う意見聴取について
第276号議案 非農地証明願について
第277号議案 非農地通知について
第278号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第279号議案 農用地利用集積計画（案）について
第280号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第281号議案 農用地利用配分計画（案）について

報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第4条の規定による転用届出の取下願の受理について
報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について
報告5 農地転用許可不要案件の受理について
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告8 農用地利用配分計画解約通知について
報告9 令和元年 田畑売買価格等に関する調査について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第27回総会を開会いたします。
一、開会。①会長挨拶。

会 長 皆さま、おはようございます。本日はこのような天気の中、ご出席いただきありがとうございます。洪水警報も出たようで大変厳しい天気でございます。とりわけ今年は長雨で、秋の農作物の収穫がどうかと、大変懸念しております。今日は午後から県北地区の研修会も予定されておりますので、一日長丁場となりますが、よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副 会 長 ありがとうございます。それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告します。本日は、4番長谷川委員から欠席の届けが出ておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告します。なお、委員定数には関係ございませんが、針尾地区の原推進委員及び早岐地区の久野推進委員も欠席となっております。以上です。

副 会 長 それでは、③議事録署名人については、1番 有馬委員、2番 川上委員、補充として3番 阿波委員にお願いします。それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議 長 第270号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第270号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

まず、前回総会でご指摘いただきました現況地目の記載についてご説明させていただきたいと思っております。長崎県の農地転用事務指針によりますと、土地の現実の状況を記載することとなっておりますので、今後はこの取り扱いに統一させていただきます。

1番、中里地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、中里町の3筆。地目は、登記田及び畑、現況休耕地です。面積は3筆合計147㎡。転用目的は、貸駐車場で、施設は貸駐車場10台です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、あたご荘バス停近くの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1m。盛土により周辺の土地と同レベルとなるため、土砂等の流出の恐れはない。日照通風は、建築物は一切ないので、被害の恐れはない。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。駐車場利用計画書添付。駐車場賃貸仮契約書添付。預金通帳の写し添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上1件です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、中里地区。

1 1 番 11番近藤です。8月24日に永田推進委員と現地を見てまいりました。利用目的が駐車場とのことで、特に問題ないものと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 中里地区推進委員の永田です。近藤委員が言われたとおりで間違いありません。

議 長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第270号議案につきましては、許可相当として県に進達します。

次に、第271号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第271号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明します。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、城間町の1筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は901㎡。転用目的は、駐車場用地。権利は所有権移転、売買です。施設は駐車場48台。併用地あり、計画全体面積は987.6㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、宮中学校より北に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.7m。土留め工事をする。擁壁を設ける。日照通風は、建築は行わないため、影響はない。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。駐車場利用計画書添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、皆瀬地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、牧の地町の1筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は2,320㎡。転用目的は、牛舎建設のため。権利は使用貸借権設定です。施設は牛舎及び飼料置場。耕作者はなし。農地

区分は、農振内農用地の農業用施設用地に該当します。参考事項としまして、こちらは、牧の地町公民館より北東に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風は、建物高を加減、6m程度。排水計画は、雨水は水路放流、汚水は自然発酵による堆肥化、生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付予定となっておりますが、提出されております。都市計画法関係は許可不要です。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町大渡の3筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は3筆合計1,196㎡。転用目的は、車両展示場、車両置場。権利は所有権移転、売買です。施設は車両展示場及び車両置場。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、吉井中央幼稚園より東に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.5m。日照通風は、建築物等無いため、近傍に被害の恐れはない。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。融資予定証明書、預貯金残高証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

4番、吉井地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町乙石尾の2筆。地目は、登記畑、現況畑です。面積は2筆合計751㎡。転用目的は、事業用地。権利は使用貸借権設定です。施設は事業所1棟、木造平屋建、延床面積79.5㎡。併用地あり、計画全体面積は871㎡。耕作者はあり。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、乙石尾バス停より南西に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風は、緩衝地を設ける、幅5m程度。排水計画は、雨水は溜樹、自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書、預貯金残高証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

5番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町中通の2筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は2筆合計1,784㎡。転用目的は、太陽光発電施設用地。権利は地上権設定です。施設は太陽光パネル312枚、パワーコンディショナー5台。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、世知原中学校より東に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。防護柵を設ける。クローバー等を植え、雨水の地下浸透を促す。日照通風は、網目状のフェンスを使用する。建物をつくらないため、被害の恐れはない。排水計画は、雨水は水路放流、自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預貯金残高証明書添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

6番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町中尾の1筆。地目は、登記田、現況畑です。面積は222㎡。転用目的は、一般住宅。権利は所有権移転、売買です。施設は住宅1棟、木造2階建、延床面積136.63㎡。併用地あり、計画全体面積は498.09㎡。耕作者はあり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、中尾公民館より東に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m。土留め工事をする。緩衝地を設ける。日照通風は、建物高を加減、7.7m程度。排水計画は、雨水は水路放流、污水・生活雑排水は下水道。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。物件移転補償契約書、土地売買契約書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付予定となっておりますが、提出されております。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上6件です。なお、6番の江迎地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておりますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 6番の案件については、大宅委員が代理申請されておりますので、先に審議したいと思っております。大宅委員は一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。6番、江迎地区。

17番 17番松永です。ここは県道の歩道の拡幅工事に伴い、家を後ろに移転しなければならなくなったことによる申請になります。2月に農用地からの除外の申出がなされており、その後複数回にわたり、小川推進委員と現地は確認をしております。県の工事に伴う移転となりますので、やむを得ないと判断しております。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区推進委員の小川です。松永委員がおっしゃられたように、2月に農用地からの除外の申出がなされており、除外が決定したことにより、転用の申請がなされています。転用箇所に木を植えて庭とする計画となっておりましたが、周りに農地がありますので、木の高さに配慮するよう申請者に伝えております。

議長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、6番の案件につきましては、許可相当として県に進達します。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 それでは6番を除く案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、宮地区。

3 番 3番阿波です。8月22日に坂口推進委員と転用者で現地を確認いたしました。駐車場として利用する計画となっておりますが、ここは、転用者の事業所と県道間の農地になります。ここは基盤整備もなされておらず、周辺の農地への影響もないものと見てまいりました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区推進委員の坂口です。この農地の四面ある内の三面が転用者の事業所に囲まれており、効率的な営農に向かず、長らく保全管理のみ行われていました。転用に関しては致し方ないものと思います。

議 長 次に、2番、皆瀬地区。

1 0 番 10番辻です。8月23日に大宅委員と山口推進委員と貸渡人の親族とで現地を確認いたしました。こちらは牛舎に隣接する農地に、新しく牛舎と飼料置場を作るということでした。既に牛舎もありますので、他所への影響はないものと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

山口委員 皆瀬地区推進委員の山口です。辻委員が言われたとおりで問題ありません。

議 長 次に、3番、4番、吉井地区。

1 3 番 13番水口です。3番についてですが、8月23日に近藤推進委員と現地の確認を行いました。申請地はこれまで休耕でしたが、今回、売買によって車の販売用の展示場にするという計画です。元々、田として利用されていたため、農業用水等に影響が

ないか確認をしましたが、特に支障はありませんでした。

4番についても同じく8月23日に近藤推進委員と現地の確認を行いました。今まで畑として利用されてきましたが、今回、酵素風呂の施設として事業用地に転用をする計画です。今回の転用によって、周囲の農地への悪影響はないものと判断しました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区推進委員の近藤です。3番、4番については、水口委員が言われたとおり問題ありません。

議 長 次に、5番、世知原地区。

1 4 番 14番田中です。8月22日に岩佐推進委員と現地を確認しました。申請地は去年、太陽光発電所を設置したものの隣接地になります。周りには民家もなく、すぐ横に川が流れており、雨水もそちらに流れますので、問題ないと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

岩佐委員 世知原地区推進委員の岩佐です。田中委員が言われたとおり問題ないと思います。

議 長 以上の5件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 15番の西尾です。3番の案件についてですが、車両展示場ということですがけれども、転用者は個人経営と法人のどちらですか。

事 務 局 個人経営の自動車販売店になります。

議 長 ほかに、ご質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第271号議案の全ての案件につきましては、許可相当として県に進達します。次に、第272号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について事務局より説明をお願いします。

事務局

第272号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）についてご説明します。

1番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町中通の3筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は3筆合計1,428㎡。転用目的は、建設残土処分。権利は使用貸借権設定です。施設は建設残土処分場。併用地あり、計画全体面積は1,580㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、世知原中学校より東に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高3.5m。土留め工事を行い、また法面を保護して土砂の流出を生じさせないよう留意する。日照通風は、建物はないため、被害の恐れなし。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。計画平面図、縦横断面図添付。農地復元計画書添付。預金通帳の写し添付。法人登記簿、定款添付。農地復元計画書の内容としましては、表土を仮置き場から運搬し、農地として復元するとなっています。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、世知原地区。

14番

14番田中です。8月22日に岩佐推進委員と現地を確認しました。この3筆は緩やかな棚田になっており、一定の土を埋めた後、3年後には果樹栽培を行うとのことです。特に問題はありません。

議長

次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

岩佐委員

世知原地区推進委員の岩佐です。田中委員が言われたとおり、3年後には農地に復元するというので、果樹園としても利用されるとのことですので問題ありません。

議長

この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

6番

6番浦です。通常、農地改良については盛土の高さは2mまでとなっていますが、今回は3.5mということで、これは問題ありませんか。

事務局

農地改良につきましては、要綱で各種条件を定めておまして、盛土、切土高さは2mまでとしており、面積も3,000㎡までとしております。その範囲内で行われる農地の改良につきましては、農地改良の届出を行っていただき総会で審議後、農業委員会で受理を行います。今回の案件につきましては、要綱で定めた基準を超過しており、また、建設残土処分場を目的としたものとなりますので、一時転用の申請がなされているものです。通常、建設残土処分場を目的とした一時転用は許可できないこととされていますが、今回の土地については、小さな田が複数枚棚田になっているも

のを埋め立て、最終的には1枚の農地として利用できるように復元することとなっておりますので、転用の申請ができるものとなっております。

議 長 ほかに、ご質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第272号議案の案件につきましては、許可相当として県に達します。

次に、第273号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第273号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等についてご説明します。

1番、江上地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の1筆の一部。地目は、登記田、現況田です。面積は1,177㎡の内990㎡。転用目的は、自動車修理工場用地。施設は工場・事務所1棟、積載車置場、修理車両置場。耕作者はあり。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第1種農地に該当します。こちらは、東明中学校付近に位置しています。変更理由としましては、国道202号道路改良工事により事業所の移転を余儀なくされたため、当該地の利用を希望するもの。変更内容は農用地区域からの除外、自動車修理工場です。

2番、柚木地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、上柚木町の1筆の一部。地目は、登記山林、現況原野です。面積は1,259㎡の内491㎡。転用目的は、一般住宅用地。施設は住宅1棟、木造平屋建、延床面積105.45㎡。耕作者はなし。農地区分は、現在農用地の畑ですが、除外後は台帳地目及び現況ともに非農地ですので、農地法の手続きは不要と考えています。こちらは、牟田公民館付近に位置しています。変更理由としましては、現在耕作が行われていない土地を有効活用し、自己用住宅として利用することを希望するもの。変更内容は農用地区域からの除外、一般住宅です。

3番、中里地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町の1筆。地目は、登記田、現況休耕地です。面積は258㎡。転用目的は、資材置場。施設は建設機械置場、物置1棟。耕作者はなし。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第3種農地に該当します。こちらは、皆吉橋付近に位置しています。変更理由としましては、現在耕作が行われていない土地を有効活用し、事業者の事業の用に供するため、資材置場として利用することを希望するもの。変更内容は農用地区域か

らの除外、資材置場です。

4番、中里地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、中里町の1筆。地目は、登記田、現況荒地です。面積は298㎡。転用目的は、露天駐車場。施設は貸駐車場12台。耕作者はなし。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、あたご荘バス停付近に位置しています。変更理由としましては、現在耕作が行われていない土地を有効活用し、申請者の生活の安定収入を確保するため、月極駐車場としての利用を希望するもの。変更内容は農用地区域からの除外、月極駐車場です。

5番、吉井地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町踊瀬の1筆及び3筆の一部。地目は、登記田及び畑、現況休耕地です。面積は4筆合計1,522㎡の内1,090㎡。転用目的は、共同住宅新築。施設は共同住宅2棟、木造2階建、延床面積688.26㎡。耕作者はなし。農地区分は、現在農用地の田及び畑ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、踊瀬バス停付近に位置しています。変更理由としましては、土地の有効活用を図り、申請者の生活の安定収入を確保するために共同住宅として利用することを希望するもの。変更内容は農用地区域からの除外、共同住宅です。

6番、江迎地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町中尾の1筆及び2筆の一部。地目は、登記田、現況休耕地です。面積は3筆合計1,519㎡の内1,386㎡。転用目的は、太陽光パネル設置。施設は太陽光パネル220枚、パワーコンディショナー5台。耕作者はなし。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、中尾公民館付近に位置しています。変更理由としましては、現在耕作が行われていない土地を有効活用し、事業者の事業の拡大のために太陽光発電所として利用することを希望するもの。変更内容は農用地区域からの除外、太陽光発電所です。

以上6件です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、江上地区。

2 番 2番川上です。8月24日に北村推進委員と現地を確認しました。国道202号線の4車線化に伴い、自動車整備工場の移転が必要となったものです。申出地は農地のつながりの一番端になりまして、周辺の営農に対する影響は特にありません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区推進委員の北村です。土地の収容に伴い、残地はほとんど残らないということで移転をされるということです。止むを得ないものと思います。

議 長 次に、2番、柚木地区。

8 番 8番小川です。8月25日に宮崎推進委員と現地を確認しました。周りに農地はなく山林になっており、周りに対する影響はないものと思います。台帳地目は山林で、現況も原野ですが、なぜ農用地となっていたのかは、関係者もわからないということで、作付したことは今までないとのことでした。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

宮崎委員 柚木地区推進委員の宮崎です。議案の内容については問題ありません。

議 長 次に、3番、4番、中里地区。

1 1 番 11番近藤です。8月24日に永田推進委員と現地を見てまいりました。3番については、雨水関係もすぐ横の川に流れるようになっており、特に問題ないと思います。4番は、現在荒地になっており、竹も随分生えています。除外については問題ないと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 中里地区推進委員の永田です。2件とも近藤委員が言われたとおり、問題ありません。

議 長 次に、5番、吉井地区。

1 3 番 13番水口です。8月23日に近藤推進委員と現地を確認しました。農用地からの除外が行われた場合の周辺農地への悪影響はないと判断しました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区推進委員の近藤です。水口委員が言われたとおり、問題ないと思います。

議 長 次に、6番、江迎地区。

1 7 番 17番松永です。8月24日に小川推進委員と現地を確認しました。約10ha程が荒れてしまっているところでして、申請地がその中の一番下に位置します。太陽光発電設備を設置することについて、周りへの影響はないだろうと見てまいりました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区推進委員の小川です。松永委員が言われましたように、周囲は農地ですが

荒れています。今回、荒地の対策として太陽光施設を設置したいということでした。

議 長 以上の6件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

事 務 局 事務局より追加で説明をいたします。2番の柚木の案件ですが、現在、農用地の畑となっていますが、台帳地目も現況も農地ではなく、農地台帳への登載はありません。将来的な農地への開墾を見込んで、農用地として指定されていたのではないかと思います。現時点において、農地台帳の登載もありませんので、農用地からの除外がなされれば、農地法の手続きは発生しないものと考えております。

宮崎委員 柚木地区推進委員の宮崎です。山林であっても農用地であれば、農業委員会での審議が必要ということですか。

事 務 局 農用地から除外する場合には、農業委員会の意見を聴くこととなっています。そのため、地目等が農地以外であっても、農用地からの除外については農業委員会の総会での審議が必要となります。

議 長 ほかに、ご質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第273号議案の審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

次に、第274号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第274号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入についてご説明します。

1番、針尾地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、針尾東町の1筆。地目は、登記原野、現況樹園地です。面積は5,418㎡。対象作物はみかん。土地名義人は記載のとおりです。編入予定の農地区分は農用地区域の樹園地です。こちらは、西海パールライン針尾IC付近に位置しています。変更理由としましては、今後果樹支援対策事業を活用するために、編入を望むもの。変更内容は農用地区域への編入です。

2番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、宮津町の1筆の一部。

地目は、登記山林、現況山林です。面積は5,414㎡の内4,595㎡。対象作物はみかん。土地名義人は記載のとおりです。編入予定の農地区分は農用区域の樹園地です。こちらは、長畑町貴船神社付近に位置しています。変更理由としましては、今後果樹支援対策事業を活用するために、編入を望むもの。変更内容は農用区域への編入です。

以上2件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、針尾地区。

1 番 1番有馬です。8月24日に原推進委員と現地を確認しました。この場所は十数年前から果樹園としてハウスを建てて営農しているところです。果樹支援対策事業で灌水装置等の導入をしまして、今後、この事業を活用するために農用区域に編入しなければならないということで申出がなされています。問題はありません。

議 長 次に、2番、宮地区。

3 番 3番阿波です。台帳地目が山林で現況も山林なのですが、今後、基盤整備区域の中に取り込まれる土地になりまして、来月から伐採に入ります。来年から土壌改良工事が行われます。果樹に対する支援事業に取り組みたいということで、申出がなされており、特に問題ありません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区推進委員の坂口です。阿波委員が言われたとおり、今後、優良な農地になるものと思いますので、特に問題ありません。

議 長 以上の2件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第274号議案の審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

次に、第275号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更（農振法第10条第3項非該当案件）に伴う意見聴取について事務局の説明をお願いします。事務局の説明を

お願いします。

事務局 第275号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更（農振法第10条第3項非該当案件）に伴う意見聴取についてご説明します。

こちらは5年毎の全体見直しに関係する案件になります。

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項で農用地に定めるものがあげられており、この基準に沿って編入や除外を行うものですが、今回は現に公共用地や鉄塔用地など人為的に農地以外の用に供されているものの、全体見直し時の調査漏れなどにより農用地区域から除外していなかったものについて、佐世保農業振興地域整備計画の変更を行うものとなっております。

筆数、面積についてですが、公共利用等を理由として2筆、286㎡を除外する計画となっております。

農用地区域全体の推移としましては、前回の随時変更後が4,663.7haで、ヘクタール単位で見ますと、今回の変更後も同じく4,663.7haとなります。9ページは地区別の集計表、10ページが筆の内訳となっております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項非該当案件に係る農用地区域の除外に関し、佐世保市長（担当課：農業畜産課）より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第275号議案の審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

次に、第276号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 第276号議案 非農地証明願についてご説明します。

1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、大和町の2筆。地目は、登記田、現況宅地及び雑種地。面積は2筆合計134㎡です。願出の理由としては、昭和17年頃から843番2は宅地として、844番も宅地と一体利用開始。昭

和46年頃から844番は、駐車場として利用。現在も宅地及び駐車場として利用。参考事項としまして、こちらは、西龍橋から西へ約250mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

2番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、天神五丁目の1筆。地目は登記畑、現況宅地。面積は161m²です。願出の理由としては、昭和26年12月4日付家屋の所有権保存登記。現在も家が建っており、宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、天神小学校より南へ約50mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

3番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、小佐世保町の1筆。地目は登記田、現況宅地。面積は171m²です。願出の理由としては、昭和39年3月30日に転用目的宅地として5条許可。昭和39年9月末に宅地として完成。現在も家が建っており、宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、小佐世保公園から南へ約250mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

4番、相浦、九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、日野町の2筆。地目は、登記田、現況駐車場。面積は2筆合計606m²です。願出の理由としては、昭和57年10月27日、転用目的駐車場で農地法第5条届出済み。昭和58年8月11日、目的どおり駐車場として完成。現在も駐車場として利用。参考事項としまして、こちらは、日野小学校から西へ約400mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

以上4件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番、日宇地区。

6 番 6番浦です。8月24日に磯本推進委員と現地を確認しました。1番の案件については、現在も駐車場と宅地として利用されており、問題ないと思います。2番の案件につきましても、宅地として利用されており、特に問題ありません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

磯本委員 日宇地区推進委員の磯本です。浦委員が言われたとおり、問題ないと思います。

議 長 次に、3番、佐世保地区。

7 番 7番川口です。8月22日に松永推進委員と現地確認を行いました。ここは市街化区域でもあり、問題ないと見てまいりました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

松永委員 佐世保地区推進委員の松永です。川口委員が言われたとおりで、問題ないと思いま

す。

議 長 次に、4番、相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2番富川です。8月26日に伊賀崎委員と現地の確認を行いました。市街化区域に位置し、特に問題ないと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 相浦、九十九地区推進委員の伊賀崎です。富川委員と現地を確認しましたが、特に問題ないと思います。

議 長 以上の4件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第276号議案については、全件非農地として証明書を交付することとします。

次に、第277号議案 非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 説明の前に、恐れ入りますが、13ページの日宇地区59番、14ページの61番から65番までにつきましては、誤った記載となりますので削除願います。

それでは、第277号議案 非農地通知についてご説明します。

今回の非農地通知案件は、合計で184筆、面積90,035.72㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

9 番 9番井手です。144番については、現況が山林となっていますが、現地には家が建っているようです。現況は山林ではなく、宅地ではないでしょうか。

事務局 申出者の記載された地図上の位置と字図等により判断される位置にずれがある可能性があるので、本件については保留していただき、再度確認をしたいと思います。関係する筆が142番から144番の3筆になります。

議長 ほかに、ご質問はございませんか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。142番から144番についてを保留し、また、59番と61番から65番を除いた筆について、非農地通知を発出することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第277号議案の内、59番、61番から65番、142番から144番を除いた筆について、非農地通知を発出することとします。

続きまして、第278号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 第278号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

1番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地黒髪町の2筆、地目は登記田、現況畑。面積は2筆合計720㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転、贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

なお、1番につきましては浦委員が譲渡人となっている案件でございます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 本件については、浦委員が譲渡人となりますので、浦委員は一時退席をお願いします。

～浦委員退席～

議長 それでは地区担当委員の案件となりますので、地区担当推進委員から調査結果をお願いします。1番、日宇地区。

磯本委員 日宇地区推進委員の磯本です。8月24日に浦委員と現地を確認しました。譲渡人と譲受人は兄弟で、弟に所有権移転するというものです。既に農地は弟が耕作しており、問題ないと思います。

議 長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第278号議案については、許可とします。浦委員につきましては入室し、着席してください。

～浦委員着席～

議 長 続きます、第279号議案 農用地利用集積計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 ご説明の前に1番針尾地区に関しまして、借受者の経営面積が4,540aと記載されていますが、454aの誤りです、申し訳ございませんが訂正をお願いします。

それでは、第279号議案 農用地利用集積計画（案）についてご説明します。

利用権の設定として、針尾地区1件、江上地区1件、三川内地区2件、早岐地区2件、柚木地区5件、小佐々地区4件、江迎地区1件が計画されています。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、利用権設定の6番から10番は浦委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 6番から10番については、浦委員の案件となりますので、浦委員は一時退席をお願いします。

～浦委員退席～

議 長 6番から10番について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、本件を承認します。浦委員につきましては入室し、着席してください。

～浦委員着席～

議長 それでは、6番から10番を除く案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第279号議案の農用地利用集積計画を承認します。(案)を削除願います。

続きまして、第280号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第280号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)についてご説明します。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、針尾地区2件、宮地区1件、三川内地区1件、早岐地区1件、中里地区2件、江迎地区3件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくお願いたします。

議長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第280号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

続きまして、第281号議案 農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

事務局

第281号議案 農用地利用配分計画（案）についてご説明します。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区4件、宮地区4件、三川内地区1件、早岐地区1件、柚木地区1件、中里地区2件、江迎地区3件が計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第280号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。

なお、7番につきましては阿波委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

7番については、阿波委員の案件となりますので、阿波委員は一時退席をお願いします。

～阿波委員退席～

議長

7番について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員

(なし)

議長

異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、本件を承認します。阿波委員につきましては入室し、着席してください。

～阿波委員着席～

議長

それでは、7番を除く案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員

(なし)

議長

異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第281号議案の農用地利用配分計画については、すべて承認されましたので、結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。

報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告についてご説明します。

令和元年7月17日、8月13日及び同月14日付局長専決事項として、早岐地区1件、佐世保地区1件、大野地区1件の計3件受理しております。以上、報告いたします。

議長 次に、報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告についてご説明します。

令和元年8月2日及び同月5日付局長専決事項として、早岐地区2件、日宇地区1件の計3件受理しております。以上、報告いたします。

議長 次に、報告3 農地法第4条の規定による転用届出の取下願の受理について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告3 農地法第4条の規定による転用届出の取下願の受理についてご説明します。令和元年7月24日付で、日宇地区2件受理しております。以上、報告いたします。

議長 次に、報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理についてご説明します。

中里地区において、先月の第26回総会案件について取下申立書が提出され、受理しております。取下の理由等につきましては、記載のとおりです。以上、報告いたします。

議 長 次に、報告5 農地転用許可不要案件の受理について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5 農地転用許可不要案件の受理についてご説明します。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、佐世保地区1件、皆瀬地区1件、江迎地区1件の計3件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 次に、報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答についてご説明します。
法務局における地目変更登記申請に伴い、佐世保地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。以上、報告いたします。

議 長 次に、報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況についてご説明します。
都市計画法に係る開発計画事前審査会が、令和元年7月23日並びに8月7日に、江上地区1件、中里地区1件について開催されております。以上、報告いたします。

議 長 次に、報告8 農用地利用配分計画解約通知について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告8 農用地利用配分計画解約通知についてご説明します。
農用地利用配分計画について、針尾地区1件、柚木地区1件の解約通知を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 次に、報告9 令和元年 田畑売買価格等に関する調査について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告9 令和元年田畑売買価格等に関する調査についてご説明します。
第26回総会で、皆様にご審議いただき、確定した内容を議案記載のとおり、長崎県農業会議を通して全国農業会議所へ報告しております。以上、報告いたします。

議 長 以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局をお願いします。

事 務 局 **【違反転用事案報告について】**
【地区別農業委員会委員研修会の開催について】

【農政対策推進検討委員会の開催について】

【農業者年金加入推進について】

議 長 それでは、これもちまして本日の総会を閉じたいと思います。副会長の挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間に亘り慎重にご審議いただき、ありがとうございました。これもちまして、第27回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。